

竹田城跡イメージキャラクター「たけじい」着ぐるみ使用規定

趣 旨

第1条 この規程は、竹田城跡イメージキャラクター「たけじい」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

使用承認申請

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書兼着ぐるみ使用料免除申請書（様式第1号）、もしくは着ぐるみ使用申請書（様式第2号）を、着ぐるみ管理者である朝来市商工会（以下「管理者」という。）に使用開始日の1週間前までに提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 管理者は使用者から提出された着ぐるみ使用申請書兼着ぐるみ使用料免除申請書（様式第1号）、もしくは着ぐるみ使用申請書（様式第2号）を審査し、使用者に着ぐるみ使用許可書（様式第3号）を交付することとする。

（使用料の納付）

第3条 着ぐるみの使用料は1体につき1回2,500円（消費税込み）とし、着ぐるみ使用許可書（様式第3号）を受けの際に現金納付しなければならない。

使用料の免除

第4条 使用料を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 朝来市、朝来市商工会が主催する事業に使用するとき。
 - (2) 内の学校が学校教育上の行事又は教育活動の一環として使用するとき。
 - (3) 心身障害者又は心身障害者で組織する団体が使用するとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 管理者は、前項の承認をしたときは、着ぐるみ使用許可書（様式第3号）を使用者に交付するものとする。

使用料の還付

第5条 既納の使用料は、使用する目的の事業が中止や雨などで着ぐるみが使用できなかった場合、使用者は、着ぐるみ使用料還付申請書(様式第4号)を提出し、管理者は使用料を還付するものとする。

- 2 還付の方法は、現金とする。

貸与の許可

第6条 管理者は、第2条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 朝来市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

- 2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書兼免除承認書(様式第2号)をもって行う。

使用上の遵守事項

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況が分かる写真等を提出すること。
- (4) その他、管理者が特に条件を付した場合は、その条件に従って使用すること。

使用許可の取消

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者は一切その責めを負わない。

原状復帰

第9条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、管理者が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者は意義なくこれに従わなければならない。

許可者の責任

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

補則

第11条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

第12条 着ぐるみが急に破損した場合等で、予約が取消になることがございますので、ご了承ください。

付則

この規定は、平成30年9月1日から施行する。

■ 着ぐるみ貸出の流れ

